

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約
の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	条約の内容	二
1	用語	二
2	目的	二
3	一般原則	二
4	適用水域	二
5	委員会の設立	二
6	補助機関	三
7	委員会の任務	三
8	意思決定	三
9	委員会の決定の実施	三
10	科学委員会	三
11	技術・遵守委員会	三
12	予算	三
13	旗国の義務	四

14	寄港国の義務	四
15	遵守及び取締り	四
16	透明性	五
17	紛争の解決	五
18	非締約国との協力	五
19	他の機関又は枠組みとの協力	五
20	検討	五
21	他の協定との関係	六
22	附属書	六
三	条約の実施のための国内措置	六
(参 考)		七

一 概説

1 条約の成立経緯

これまで、国際連合等の場において、底魚漁業を規律する地域的な漁業管理のための機関又は枠組みを設立すべきことが求められてきたが、北太平洋において底魚漁業を規律する地域的な漁業管理のための機関は設立されておらず、また、適切な枠組みの構築が急務となっていた。このような背景から、我が国は、平成十八年（二千六年）に東京において条約作成に向けた第一回政府間協議を開催した。以降、約六年間にわたり、我が国をはじめとする北太平洋の沿岸漁業国・地域が参加して政府間協議が行われた結果、平成二十四年（二千十二年）二月二十四日に東京において、この条約が採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、北太平洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、北太平洋漁業委員会を設立するとともに、締約国が同委員会で定める保存管理措置をとること等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、このような目的に積極的に協力し、及び我が国の漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると認められる。

3 条約締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 旗国として、条約及び北太平洋漁業委員会（以下「委員会」という。）が定める保存管理措置に従って操業規制（委員会への情報提供を含む。）を行うこと。
- (2) 寄港国として、自国の港に入港した非締約国の漁船に対する漁獲物の陸揚げ及び転載の規制、乗船検査等、委員会が定める寄港国の措置を実施すること。
- (3) 条約及び委員会が定める保存管理措置に従わない漁業を排除するため、委員会においてそのような漁業による漁獲物の輸入禁止等の市場関連措置を定める場合には、委員会の構成国として、当該市場関連措置を実施すること。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約の下で委員会が設立されることにより、我が国の主要漁場である北太平洋において適切な漁業資源の管理を行うことが可

能となるところ、この条約の発効当初から締約国として保存管理措置の決定過程に積極的に参画していくことが我が国の利益に資するものであること、また、我が国が政府間協議の暫定事務局を務めること等条約作成の段階から主導的な役割を果たしてきており、そのような役割を引き続き果たす姿勢を内外に示すことが重要であることから、この条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文三十一箇条及び末文並びに一の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 用語（第一条）

この条約上の用語（「千九百九十五年協定」（千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。）、「条約水域」（第四条1に定めるところによりこの条約が適用される水域をいう。）、「漁業資源」、「漁獲活動」、「漁船」等）について定義している。

2 目的（第二条）

この条約は、この条約が適用される水域における漁業資源が存在する北太平洋の海洋生態系を保護しつつ、当該漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。

3 一般原則（第三条）

締約国は、この条約の目的を実現するに当たり、状況に応じ単独又は共同で、漁業資源の最適な利用を促進し、及び漁業資源の長期的な持続可能性を確保するとともに、入手可能な最良の科学的情報に基づいて、予防的な取組方法及び漁業に関する生態系を重視する取組方法に従って措置を採択し、また、ぜい弱な海洋生態系に著しい悪影響を防ぐために漁獲活動が管理されること又は当該漁獲活動の実施が許可されないことを確保すること等の措置をとらなければならない。

4 適用水域（第四条）

この条約が適用される水域の範囲について規定している。

5 委員会の設立（第五条）

この条約の締約国を構成国とする委員会を設立する。

6 補助機関（第六条）

科学委員会及び技術・遵守委員会を設置する。委員会は、この条約の目的の達成を支援するため、他の補助機関をコンセンサス方式によって随時設置することができる。

7 委員会の任務（第七条）

委員会は、第三条に定める原則に従い、入手可能な最良の科学的情報及び科学委員会の助言に基づいて、条約水域における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するため、保存管理措置の採択等を行う。また、委員会は、この条約等の遵守及び実施を確保するための措置を採択するとともに、条約水域における漁船への乗船及び漁船に対する検査のための手続を定める。

8 意思決定（第八条）

委員会は、原則として、コンセンサス方式によってその意思決定を行う旨規定するとともに、コンセンサス方式によらない意思決定が行われる場合の条件等について規定している。

9 委員会の決定の実施（第九条）

委員会による拘束力を有する決定の効力の発生、異議申立ての手続等について規定している。

10 科学委員会（第十条）

科学委員会は、委員会の最初の通常会合において採択され、随時改正される科学委員会に対する付託事項に従い、科学上の助言を与え、及び勧告を行う。

11 技術・遵守委員会（第十一条）

技術・遵守委員会は、委員会が随時採択する手続及び指針に従い、委員会が採択する保存管理措置の遵守を監視し、及び検討すること等を行う。

12 予算（第十二条）

委員会は、通常会合において、年次予算を採択する。予算は、委員会がコンセンサス方式によって採択する算定方式により、委員

会の構成国の間で分担する。二年連続して分担金の全額を支払っていない委員会の構成国は、委員会に対する財政的義務を履行するまで、委員会による決定に参加する権利を有しないものとし、委員会が行ういかなる決定にも異議を申し立てることができない。

13 旗国の義務（第十三条）

- (1) 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約及びこれに基づいて採択される措置を遵守すること並びに当該措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。
- (2) 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船であつて条約水域における漁獲活動に従事するものに対し、リアルタイム衛星船位測定送信機を使用すること並びに条約水域の入域及び出域の意思を委員会に通報することを要求し、また、当該漁船が正当に権限を与えられた検査官による乗船を受け入れることを確保する。
- (3) 締約国は、委員会が採択する手続等に従い、この条約が適用される水域において漁獲活動を行うことを許可された自国の漁船についての記録を保持するとともに、委員会が決定する情報を毎年委員会に提供する。

14 寄港国の義務（第十四条）

締約国は、この条約が適用される水域において漁獲活動に従事した漁船による入港及び港の使用に関し、委員会が採択する寄港国の措置（特に、漁業資源の陸揚げ及び転載、漁船並びに船上の書類、漁獲物及び漁具の検査並びに港におけるサービスの利用に関するものを含む。）を実施する。また、自国の港を使用する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に違反したと認められる場合には、関係する旗国、委員会、他の関係国及び適当な国際機関にその旨を通報する。

15 遵守及び取締り（第十七条）

- (1) 委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に違反したとの申立てを十分に調査するとともに、委員会の構成国の旗を掲げる権利を有する漁船による違反の容疑に関して十分な情報が入手可能である場合には、当該構成国は、当該違反の容疑について速やかに通報され、また、自国の法令に従い、適当な措置をとる。
- (2) 委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する重大な違反を犯したことが自国の法律によって確定した場合には、当該漁船に対して操業を停止するよう命じ、及び、適当な場合には、こ

の条約が適用される水域から直ちに離れるよう命ずる。当該構成国は、当該漁船が当該違反について自国によって課された全ての制裁に従うまでの間、漁業資源についてこの条約が適用される水域における漁獲活動に従事しないことを確保する。

(3) 委員会の構成国は、旗国の第一義的な責任に影響を及ぼすことなく、自国の法律に従い、最大限度可能な範囲で、自国民及び自国民が所有し、運航し、又は管理する漁船によるこの条約及び委員会が採択する保存管理措置の遵守を確保するため、措置をとり、及び協力する。

16 透明性（第十八条）

委員会は、意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、保存管理措置その他委員会又は補助機関が決定する措置又は事項は、一般に入手可能なものとする。

17 紛争の解決（第十九条）

千九百九十五年協定第八部に定める紛争の解決に関する規定は、締約国間の紛争について準用する。

18 非締約国との協力（第二十条）

委員会の構成国は、この条約の非締約国の旗を掲げる権利を有する漁船について、条約水域における活動に関する情報を交換するとともに、当該漁船が保存管理措置の実効性を損なう活動を行うことを抑止するため、この条約に適合する措置をとる。また、委員会は、非締約国に対して、当該漁船等により行われた活動がこの条約の目的の達成に影響を及ぼすと認める場合には注意を喚起するとともに、締約国となることにより、又は委員会が採択する保存管理措置の適用に同意することにより、委員会と十分に協力するよう要請する。協力的な非締約国は、委員会が定める条件に従い、漁業への参加による利益を享受することができる。

19 他の機関又は枠組みとの協力（第二十一条）

委員会は、適当な場合には、関係する地域的な機関又は枠組み等（特に、この条約が適用される水域付近の海域又はこの条約が適用される水域に隣接する海域における漁業について責任を有する地域的な漁業管理のための機関又は枠組み）と相互の関心事項について協力するとともに、当該機関又は枠組みと協議し、及び協力するための適当な取決めを締結するよう努める。

20 検討（第二十二条）

委員会は、この条約の目的を達成するため、委員会が採択する保存管理措置の実効性及びその遵守の定期的な検討のための仕組みを設ける。この検討には、この条約の規定の実効性の検討を含めることができる。

21 他の協定との関係（第二十八条）

この条約については、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約及び千九百九十五年協定の範囲内で、かつ、これらと適合するように解釈し、及び適用する。

22 附属書

(1) 漁業主体は、その船舶が漁業資源の漁獲を行う場合には、この条約が効力を生じた後、寄託政府に対し書面を送付することに
よって、この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守する旨の確たる約束を表明するこ
とができる。

(2) 当該漁業主体は、委員会の構成国が負う義務を遵守しなければならず、また、委員会の活動に参加することができる。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のためには、新たな立法措置を必要としない。

2 この条約の締結により、委員会が採択する算定方式に基づいて決定される金額の分担金を支払う義務を負う。

(参 考)

- 1 採択 平成二十四年二月二十四日 東京において採択
- 2 効力発生 平成二十五年二月一日現在 未発効(四番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託政府が受領した日から百八十日
で効力を生ずる。)
- 3 署名国 平成二十五年二月一日現在 二箇国
日本国、アメリカ合衆国
- 4 締約国 平成二十五年二月一日現在 なし